China Tax Monthly
（KPMG中国税務月報）

2021 年 7 月

中国において継続的な奨励と規制強化が並行するなか、企業が研究開発に関する税制優遇措置をいかに活用するか

背景

2021 年の中国政府活動報告書は、「第 14 次五カ年計画」期間における革新駆動型発展の目標や課題の維持を明確にした。

2021 年 3 月 15 日、中国国家税務総局と財政部は、研究開発費に係る 75%の割増損金算入比率の継続適用を含んだ一連の税制優遇措置の実施期間を延長する重要な公告を発表した。3 月 31 日、「財政部税務総局による研究開発費用の割増損金算入制度を整えるための公告」（財政部税務総局公告 2021 年第 13 号」の発表に伴い、製造業界が待ち望んでいた「割増損金算入比率を 100%まで引き上げる」という大きなメリットが実現した。中国政府はさらなる税制優遇措置を通じて企業の研究開発投資の増加を促進し、企業の革新駆動型発展に力を注ぐことを明確にした。

一定の研究開発・イノベーション能力を有する企業は、中国政府が提供する研究開発費の割増損金算入やハイテク企業の関連税制優遇措置を十分かつ合理的に活用することを通じて、節税効果を高めるとともに、資金をさらに有効的に研究開発活動に活用することもできる。その結果、企業の研究開発における意欲と効率を高め、企業のレピュテーションと競争力を向上し、良好なサイクルに入ることが期待できる。

研究開発費の割増損金算入の優遇措置を受ける際には、「節税効果の最大化と税務リスクの最小化」に要注意

中国における研究開発費の割増損金算入政策は、2008 年から実施され、2021 年に 13 年目を迎えた。当政策は下記の通り、継続的な改善、奨励幅の拡大、手順の簡素化等の傾向にある。

- 割増損金算入の比率については、2008 年導入の際の 50%から 75%に引き上げられた。
- 控除対象範囲が、研究開発活動に専門的に関与する人員の人件費と研究開発活動専用の機器・設備のみから、合理的な配分方法で研究開発活動に直接関与する人員の人件費と研究開発活動に直接使用される機械設備までに拡大された。
- 導入時は海外機関に委託した研究開発費の控除が認められなかったが、実際に発生した費用の 80%が割増損金算入の対象となった。
- また、執行プロセスとしては、プロジェクト認定の要件が撤廃されたことに続き、2017 年の年間確定申告に先立って税務当局へ届出申告という要件も撤廃された。

ただし、私どもの観察によると、事前の手続きを簡素化すると同時に、中国税務当局が割増損金算入の監督を継続的に強化しており、関連法律法規に基づいて定期的な検査を行っている（年間の検査比率は 20%を下回ってはならない）。従って、中国税務当局の継続的な監督に、より効率的に対応し、「割増損金算入の適用要件を満たしていない」と税金や延滞金の納付を要求されるリスクを回避するためには、企業は研究開発費の割増損金算入による優遇措置を受ける際に、通常直面している問題を把握し、これに対して事前に解決案を策定する必要がある。

製造業企業を例に、研究開発費の割増損金算入政策を適用する際、通常直面する解決すべき問題点を下記の通り列挙した。

- **研究開発費のコンプライアンス遵守状況：**集計した研究開発費の種類は、税法に規定される適用範囲内にあるか？
- **研究開発費集計の妥当性：**生産と研究開発をいかに区分するか？ 複数のプロジェクトのために発生した費用をいかに個々のプロジェクトに合理的に配分するか？
- **研究開発費金額の正確性：**リアルタイムに集計するか、それとも事後的に集計するか？ また、集計された費用の金額の正確性と効率性をいかに確保するか？
- **研究開発費の真実性：**研究開発費の集計と研究開発活動のプロセス管理には、合理的な関連性があるか？ 研究開発活動のプロセスにおい

© 2021 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China, is member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

て、関連の根拠資料があるか？

従って、企業は、研究開発費に係る割増損金算入の優遇措置を最大限に享受するとともに、関連の税務リスクを低減するために、効率的かつ実行可能な対策を実施し、内部管理を強化する必要がある。実務上、日系企業を含む一部の中国企業は、研究開発費の割増損金算入を適用するための実施マニュアルを作成している。マニュアルには通常、企業の各部門の機能と責任、研究開発活動と研究開発プロジェクトの識別方法、研究開発プロジェクトの管理プロセス、研究開発費の集計方法、申告条件とテンプレート（研究開発技術報告書、研究開発スタッフの作業時間記録等）等が含まれている。マニュアルの管理を通じて、体系的な研究開発管理システムと管理体制を構築し、「節税効果の最大化と税務リスクの最小化」を効率的に実現することができる。

筆者の提案

中国において継続的な奨励と規制強化が並行しているなか、研究開発費関連の優遇措置を最大限に活用して事業の発展を図るために、日系企業を含む各業界の中国企業にとって、研究開発費の割増損金算入等の税制優遇措置に関する動向を適時に把握することが重要である。

一方、管理規制の強化に伴い、企業は享受しているあらゆる優遇措置に対し、革新的な研究開発活動を合理的に計画し、関連する革新要件を満たす事業活動とモデルを決定し、関連書類を保存し、中国当局からの後続管理により効率的に対応するために、コンプライアンス上の要求を慎重に遵守する必要がある。企業には、システム構築の不備や関連文書の保存不足により優遇措置を享受できなくなること、または優遇措置を不適切に享受して税金の追加納付や延滞金が発生してしまう状況を回避するために、必要に応じて、税務専門家やエンジニアを含めた専門家チームにアドバイスを求めることをお勧めする。

（MUFG BK 中国月報　2021 年 7 月号に掲載）

Contact us お問合せ先

KPMG 中国
税務パートナー
陳 蔚（Vivian Chen）
中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 15F
Tel： +86-755-2547-1198
E-mail：vivian.w.chen@kpmg.com

© 2021 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China, is member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved.